

埼玉県立精神保健福祉センター 会計年度任用職員 依存症相談員 募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1 職務内容

- (1) 依存症患者・家族等からの相談対応
- (2) 関係機関・団体等との連絡調整
- (3) 精神保健に関する普及啓発・情報提供
- (4) データ入力、統計補助業務 など

2 応募資格

- (1) 精神保健福祉士法に定める精神保健福祉士の資格を有する方。
- (2) 国籍は問いませんが、日本語での対応が可能な方。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。
 - ※ 地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

- (1) …相談員として携わるにふさわしいと認められること
- (2) …チームワークを大切にし、協調性・コミュニケーション能力を有すること

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

- (1) 任用期間
令和8年12月1日から令和9年3月31日まで
※ 勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。
- (2) 勤務日数・勤務時間
週4日・週29時間(午前9時00分～午後5時15分(7時間15分))
休憩時間: 正午～午後1時(60分)

(3)休日

土曜日、日曜日、火・木・金曜日のいずれか 1 日
国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)

(4)休暇

年次休暇3日(採用日により異なります。)
※その他の休暇は県の規定によります。

(5)報酬

月額:187,100～218,000円
(時間額:1,489～1,735円)
※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。
※報酬額は令和8年9月1日時点のものです。一般職の常勤職員の給与改定等を踏まえ、報酬等が改定となることがあります。

(6)諸手当

期末手当及び勤勉手当:一般職の常勤職員の例により支給

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)
※通勤距離の片道が2km 未満の場合等には支給されません。

(8)社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり
※加入条件を満たす場合に限ります。

(9)勤務地

埼玉県立精神保健福祉センター
所在地:〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地2
(変更の範囲)変更なし

(10)業務内容

依存症相談員業務
(変更の範囲)変更なし

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募について

- (1)応募は、事前に下記担当宛てに電話連絡の上、本募集要項に添付している履歴書・身上書に写真を貼り、必要事項を記入の上、提出してください。併せて精神保健福祉士登録証の写しも提出してください。なお、応募状況により、早期に締め切る場合があります。
- (2)提出は、郵送又は持参となります。
- (3)封筒の表面には「会計年度任用職員依存症相談員応募」と朱書きし、裏面に御自身の住

所、氏名を明記してください。

(4)郵送する場合、簡易書留等によらないときの事故については、責任を負いません。

(5)持参する場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。

7 選考方法等について

(1)第一次審査

応募書類による選考を行います。

(2)第二次審査

第二次審査(面接)は、埼玉県立精神保健福祉センターで実施することを予定しています。日時及び場所については、別途連絡します。

なお、応募書類の返却はしていません。

(3)最終合否

随時、第二次審査の受験者全員に連絡します。

8 応募書類の提出及び問合せ先

所在地: 〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地2

埼玉県立精神保健福祉センター

担 当: 総務・管理担当

電 話: 048-723-6807